

差止裁判・申入れ活動について

(1) 住友不動産リフォーム株式会社から、工事請負契約約款についての「申入書兼要請兼再々お問い合わせ」についての回答書が届きました。

住友不動産リフォーム株式会社から、工事請負契約約款に関して、2015年5月20日付で「申入書兼要請兼再々お問い合わせ」を送付していましたが、2015年7月1日付回答書を受領しました。

【申入れ】

建築設備の機器・室内装飾・家具などの商品の瑕疵については、ただちにその修補または取替を求めなければ、請負者はその責を負わない、との条項に対し、消費者契約法により無効と判断して削除を申し入れました。

【申入れ事項に対する回答要旨】

上記当該条項を削除し、すみやかに実施する【要請】

また、①第三者への損害を与えた場合、②一時中止した工事、または災害を受けた工事を続行する場合で請負代金が明らかに不相当であると認められた場合の対処について、条件の制限を設けるよう要請を行いました。

【要請事項に対する回答要旨】

①は要請内容に沿うように変更する、②は趣旨を受けて改善する旨の回答がありました。

なお、お問い合わせに対する回答はありませんでした。

(2) 不動産業界団体(日本賃貸住宅管理協会、全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会)へ無催告解除条項についての要請に対して、回答がありました。

賃貸事業者の株式会社明来の差止請求訴訟について、大阪高裁の2013(平成25)年10月17日判決が確定しました。そこで、各業界団体に

加盟する事業者の契約書において、「消費者である賃借人に後見・保佐開始の申立て等があったときや、破産・民事再生、競売・仮差押え・仮処分・強制執行の決定等があったときに、賃借人に無催告にて解除権を認める条項」が使用されていないかどうかを確認し、使用されている場合には、当該契約条項を、①削除・変更する②会員の各事業者に周知徹底されるよう不動産業界団体(日本賃貸住宅管理協会、全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会)へ2015年5月20日付で「要請書」を送付していました。各団体より、それぞれ回答がありました。

【回答要旨】

全日本不動産協会 ①条項は削除する ②会員へ周知する。

全国宅地建物取引業協会連合会 ①ひな型は当該条項の記載していない ②会員に対して、判決の趣旨に基づき契約に留意するよう周知する。

日本賃貸住宅管理協会 「貴重なご意見として承りました」と返事がありました。

(3) 商品先物取引の勧誘・販売に関して、日本商品先物取引協会会員の34社に対し、アンケート調査を実施しています。

経済産業省及び農林水産省の省令改正により、2015年6月1日から商品先物取引の勧誘規制の見直しが行われています。そこで当団体は、商品先物取引の勧誘・販売に関して、日本商品先物取引協会会員の中で、国内商品市場取引と外国商品市場取引のいずれか、あるいは両方を取り扱う34社に対し、一斉にアンケート調査を実施することとし、2015年6月12日付協力依頼文とアンケートを送付しました。

行事のご案内

2015年度双方向コミュニケーションシンポジウムのご案内

双方向コミュニケーションの模擬実践を行うとともに、14年度論議してきた事業者が消費者に情報提供を行うツールに対し、問題提起を行います。

日時：2015年9月9日(水) 13:30予定
会場：大阪社会福祉指導センター
(地下鉄谷町6丁目駅より徒歩約7分)

KC's 10周年記念シンポジウム日程のお知らせ

10年を振り返り、次の10年に向けて意見交換などを行う予定です。ご参加ご予約ください。

日時：2015年12月5日(土)時間未定
会場：未定
内容：企画内容については現在準備中です。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.55
2015.7.24

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

KC's 2015年度通常総会&10周年記念総会シンポジウム「KC'sの現在・過去・未来」を開催。

6月20日(土)、エル・おおさか南ホールにて通常総会・記念シンポジウムを開催し108人が参加しました。

○2015年度通常総会

榎彰徳理事長より「KC'sは、2005年の設立から今年で10年を迎える。適格消費者団体として2007年から差止活動に取り組んで、この間6件の差止訴訟を提起し、成果を出してきました。来年から新制度が始まり、それを担う特定適格団体を目指します。引き続きご協力をお願いします。」との開会の挨拶がありました。



続いて、西島秀向事務局長が2014年度事業報告(第1号議案)、決算報告(第2号議案)、役員報酬規程(第3号議案)、役員選任(第4号議案)をパワーポイントで提案し、川村哲二監事より

監査報告、藪野恒明調査人より第3者調査報告をしていただきました。議案討議では(株)明来の裁判について質問があり、五條検討委員長が詳しく説明しました。また、樋口検討委員より情報提供から事案の検討までの検討委員会の活動について説明しました。その後、採決を行い全議案が可決されました。

2015年度事業計画・活動計算書については、「2015年度は特定適格消費者団体の認定、申請の準備をすすめる。差止請求は、必要に応じて提訴を行う。10周年記念事業に取り組む。」と3つの重点課題を説明しました。また、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令(案)、内閣府令(案)、ガイドライン(案)等に関する意見募集について」消費者庁がパブリックコメントを実施しており7月10日まで募集されていることを紹介し、消費者にとって実効性のある制度として活用できるように意見の提出をよびかけました。

《採決結果》

	出席表決権数105票/表決権総数107票	
第1号議案	2014年度事業報告承認の件	賛成多数で可決
第2号議案	2014年度決算承認の件	賛成多数で可決
第3号議案	役員報酬規程承認の件	賛成多数で可決
第4号議案	役員選任の件	賛成多数で可決



総会終了後、理事会を開催し、新しい役員体制を決め、新任・退任の役員を榎理事長より紹介しました。

役職	氏名	現職	役職	氏名	現職
理事長	榎 彰徳	大阪いずみ市民生活協同組合顧問、近畿大学農学部非常勤講師	理事	藤原以久子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会西日本支部長、消費生活アドバイザー
副理事長	片山登志子	NPO法人消費者ネット関西専務理事、弁護士	理事	山田 栄子	NPO法人消費者ネット関西専務理事、消費生活専門相談員
副理事長	飯田 秀男	全大阪消費者団体連絡会事務局長	理事(新任)	浅田奈津子	司法書士
常任理事	二之宮義人	弁護士	理事(新任)	野間 誠	兵庫県生活協同組合連合会専務理事
常任理事	坂東 俊矢	NPO法人消費者ネット関西副理事長、京都産業大学大学院法務研究科教授、弁護士	理事(新任)	高取 淳	京都府生活協同組合連合会専務理事
理事	筋 祥子	NPO法人コンシューマーズ京都理事	理事・事務局長	西島 秀向	消費者支援機構関西事務局
理事	伊吹 和子	なにわの消費者団体連絡会	監事	松山 治幸	公認会計士、税理士
理事	島川 勝	大阪市立大学非常勤教員、弁護士	監事	川村 哲二	NPO法人消費者ネット関西理事、弁護士
理事	中村 夏美	大阪府生活協同組合連合会専務理事			

新任理事、浅田奈津子さん、高取淳さん、野間誠さん 退任理事、村山泰弘さん、三宅康平さん、横山治生さん

KC's は特定適格消費者団体をめざします。

○10周年記念総会シンポジウム

KC's設立後10年が経ち、当時の経過を知らない関係者も増えてきました。シンポジウムでは、集団訴訟制度が論議されてきた経過、KC'sの活動経過、果たしてきた役割を整理し、改めて今後期待される社会的な役割などを参加者のみなさんと意見交換しました。また、この制度を担っていく特定適格消費者団体をめざすKC'sへの協力を呼びかけました。



KC's常任理事の坂東俊矢京都産業大学大学院法務研究科教授・弁護士が「消費者団体訴訟制度で期待されていたこととその成果」をテーマに基調報告をしました。消費者団体訴訟制度ができた経過、適格消費者団体の歩み、新訴訟制度について「消費者とともに活動する」がポイントだとわかりやすく説明をしました。

KC's検討委員長の五條操弁護士は「KC'sの取り組みについて」これまで取り組んでいる差止請求裁判の事例、申入活動で改善された事例を報告しました。

寸劇「情報提供が成果に結びつくまで」を、KC's関係者の方々に実際の事例である「住宅ローン早期完済違約金」について、情報提供から検討、申入れ、改善までを演じていただき、具体的な活動内容をイメージできたという感想が寄せられました。

後半は、坂東常任理事をコーディネーターに、パネリストを、榎理事長、五條検討委員長、が務め、会場からも多くの発言をいただき、参加型パネルディスカッション「KC'sの現在・過去・未来」を行いました。



まず、差止訴訟案件について取り組みの特長とやりがい・よかったことなどを紹介いただきました。住田浩史弁護士と相談員の下岡彰子さんから、「就活の学生を狙って英会話の強引な勧誘をしていた英会話学校に対して、勧誘の件では全国初となる差止裁判の成果」を報告いただきました。続いて、婚約貸衣装の解約料が拳式より1年半以上前でも高額となっていた差

止訴訟の和解について尾崎博彦弁護士から報告いただきました。次に、会員組織などの面から立ち上げの苦労と成果を榎理事長が紹介し、団体賛助会員である(株)川喜の川井一裕社長からは、当初は事業者は消費者をだまして利益を上げるといふ話が多く悲しい思いをしていたが、困っている方や不条理なことに対して活動をしていることをニュースなどで知り、心から応援してよかったと思ったとの発言がありました。ならコープの森宏之理事長からは事務局職員の出向をさせたことのある生協として、この十年で専門家や消費者団体との関係性が前進した。適格消費者団体のことを中々取引先に説明できないので、こういうことが知らされる場を持つてほしいとの要望がありました。

その後、KC'sについて「Q1: どうして関わるようになったか、Q2: おもしろい・すごいと思ったところ、Q3: ご意見・注文」を3人の方にインタビュー。大学院生の植田昌宏さんは、相談員の経験があり差止に関心があり関わった。適格消費者団体に情報提供すればいろいろやってくれるという社会的評価を勝ち取ってほしいと発言。読売新聞の岸辺護さんは、よりよく知ってもらうためには活動を地道にネットで公開することが大切と発言。住友生命の村井正素さんからは、双方向コミュニケーション研究会で、いろいろな立場の消費者の意見を生に感じることが出来る良さを紹介されました。



消費者委員会の河上正二委員長は「KC'sを多くの方が苦労して育ててこられたことを再認識した。消費者に寄り添い、消費者と一緒にというスタンスで広く支えられている。これからは消費者の視点を持った事業者と共同していくことも必要」と消費者委員会の活動紹介と合わせて発言いただきました。最後に同じ適格消費者団体として、ひょうご消費者ネット山崎省吾理事長は、海外と国内の消費者団体への行政の支援の違いに触れられ消費者団体が力をつけていくのに重要な役割を果たしてほしいと発言いただきました。

シンポジウムのまとめとして片山登志子KC's副理事長より、10年間の活動を振り返り発言を聞いて多くの人に支えられながら活動してきた

ことを改めて感じた。今後も「消費者とともに活動する」ことを念頭に、特定適格消費者団体をめざすKC'sへのさらなる支援を、と呼びかけ

ました。また、12月5日の10周年記念シンポの案内をしました。

消費者庁の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令(案)、内閣府令(案)、ガイドライン(案)等に関する意見募集について、意見を送付しました。

消費者庁において2014年5月～2015年3月まで、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会でガイドラインの中身が論議されました。今回のパブコメは、その内容を中心と

したものです。消費者にとって実効性のある制度として活用できるように、意見をまとめ2015年7月10日に提出しました。

【消費者裁判手続特例法の施行に伴う政令(案)、内閣府令(案)、ガイドライン(案)等に関するパブコメKC's意見要旨】

この制度は全く新しい制度であり、実際に運用してみないと不明な点が多い。そのため、①制度開始前からガイドライン等において事細かに定めるのではなく、柔軟な対応が可能となるようにしておく必要がある。②厳格な手続き、重たい仕組みになればなるほど、制度の担い手である特定適格消費者団体のみならず、対象消費者にとっても非効率のうえに費用負担となる。その結果少額事件には対応できないものとなり、法の趣旨を損なうものとなる。③ボランティア活動に支えられている適格消費者団体の現状を踏まえない手続き、仕組みでは、特定適格消費者団体となって新制度を担うことは困難である。以上の観点から、ガイドライン案等について以下のとおり意見を述べる。

第1 全く新しい制度であるため柔軟な対応が可能となるようにすべきである。

1. ガイドライン(案)について

(1)「有効期間の更新-経理的基礎」(案3.イ)

債務超過に一時的に陥ったとしても、回復の見込みがあると認められる場合は、経理的基礎の要件を満たさないことに含まれない旨明記すべきである。

(2)「財産上の利益の受領の禁止等」(案4.(8))

正当な財産上の受領として認められるかどうかは、形式的に判断するのではなく、消費者の利益擁護の観点から、柔軟に解釈すべきであり、より明らかになるよう明記すべきである。

(3)「不利益処分等の公表の基準」(案5.(3)イ)

公表しないこともあり得ることが明確になるようにすべきである。

2. 施行規則(案)について

(1)「法28条1項の連絡先」(案4条)

電子メールアドレス以外の電気通信に必要な符号も含めるべきである。

(2)「法28条2項の電磁的方法による提供」(案5条3号)

「特定適格消費者団体が書面に出力することのできる形式で記録する場合に限る」とすべきである。

第2 効率的な手続、仕組みにして少額事件の対応が可能となるようにすべきである。

1. ガイドライン(案)について

「適合命令及び改善命令」(案5.(3)ウ)

④の「特定適格消費者団体は自ら情報を収集して被害回復図

係業務を行うのが原則であり、国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報に依存して被害回復関係業務を行うのは適正な業務運営とはいえない」との部分は、削除すべきである。

2. 施行規則(案)について

(1)「法25条1項の通知の方法」(案2条)

携帯電話にテキストメッセージを送信する方法が含まれることも明記すべきである。

(2)「法32条の説明」(案6条1項2号)

「電話その他の通信手段による交信」として、スカイプ等電話以外の音声通話の方法が含まれることを明確にすべきである。

(3)「法65条5項の内閣府令で定める事項」(案8条1号)

削除すべきである。あるいは、意思確認の方法として、予め対象消費者から包括的あるいは条件付きで同意を得ておく方法によることも可能であることを明記すべきである。

3. 消費者裁判手続特例法第27条の規定に基づく相手方による公表に関する留意事項について

「極めて多数の対象消費者がいると想定される場合には、新聞等に掲載する方法が望ましい」ことを加えるべきである。

第3 適格消費者団体の現状を踏まえた制度にすべきである。ガイドライン(案)について

(1)「申請書の添付書類」(案2.(1)オ)

消費者契約法施行規則第21条1項1号及び同5号については、特定認定の申請にあたり添付すべき資料から削除すべきである。

(2)「被害回復関係業務の実施に係る組織」(案2.(2)ア)

被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等については、差止請求関係業務と共用可能である旨明記すべきである。

(3)「申請書の添付書類」(案2.(3)イ、2.(4)ウ)

弁護士についても、携帯用の「身分証明書」の写しでも足りる旨明記すべきである。

(4)「公表されることにより事業者に与える影響」(案2.(2)イ)

考慮要素としては、報告書の記載とおり「被害を与えたと公表されることの影響」とすべきである。

(5) 事件の選定について監督対象とすること(案5)

「事件の選定」を監督対象とすることには反対であり、削除すべきである。以上

また、現在の適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案に関する意見も同時に提出しました。

【適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案に関するパブコメKC's意見要旨】

第1 3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可
有効期間の更新の際に収支予測と収支結果の乖離の程度という要素を、認定更新等の要件として、敢えてガイドラインに追加する必要はない。

第2 4. (1)キについて

上記ガイドラインの改訂について消費者庁は「適格消費者

団体の認定の申請書に係る添付書類等について、事業者の著作権の観点から、所要の規定の整備を行うこととする。」としている。しかし、現行ガイドラインは著作権法上問題がない上、改定案は適格消費者団体の連携を阻害するものである。以上